

日傘



数年前から日傘を試してみたいと思っていましたが、なんとなく購入しないまま毎年夏が終わっていました。

ですが、今年はずいぶん意を決して日傘を購入しました。試してみた感想ですが、日陰を携帯して歩いているか感じでとても快適でした。もう手放せません。なんでもっと早く買うことができなかったのかと後悔しています。

ということで、今後は男性陣に日傘を布教していこうと思います。最近では男性用の日傘もありますので、これを読んでくれる方はぜひぜひ日傘の利用を検討してみてください。

なお、私が買った日傘は折りたたみタイプです。強風時に傘がひっくり返ってしまい、買ってから2週間でホネが折れてしまいました。その状態でも使用できないことはないのですが、ある程度強度のあるものをお勧めします。

公文書の様式

公文書では文字の大きさは12ポイント、1行あたり37文字、1ページあたり26行と決まっています。

裁判所が発行する判決書や決定書、審判書などは公文書なので上記の様式にしたがって作成されています。

一方で、裁判所に提出する書面に決まりはありません。私は12ポイント、37文字は公文書に揃えていますが、1ページの行数については30～40くらいに設定することが多いです。

裁判の終わり方

訴訟提起をすると、裁判所が判決を出すというイメージがありますが、必ずしもそうではありません。というか判決で終わる方が圧倒的に少ないです。訴訟の95%くらいは和解で終了しています。

当事者側からみれば、和解で終了した場合、一応、双方納得した上での解決ということになりますし、判決の場合と異なって控訴されるリスクがありません（控訴されると判決がひっくり返るリスクのほか、追加で弁護士費用がかかります）。裁判所側からみれば、裁判官が判決を書かずに済みます。証拠の検討や結論に至る理由の検討等を免れますので、負担が相当軽くなります。

残念ながら和解の可能性がない場合、事案にもよりますが、本人尋問や証人尋問を実施し、これを裁判所書記官がテープ起こしします。

上記のとおり、判決だと当事者（代理人）、裁判所、書記官がそれぞれ大変なので、裁判上の和解はかなり優れた制度だと思います。もちろん和解をするかどうかは依頼者の意向次第ですが…

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設